

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)釜石広域風力発電事業更新計画環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和元年7月3日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)釜石広域風力発電事業更新計画環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、岩手県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県釜石市、遠野市及び上閉伊郡大槌町

原動力の種類：風力(陸上)

出 力：最大42,900kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年	5月30日
環境大臣意見受理	平成30年	8月21日
経済産業大臣意見発出	平成30年	8月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成31年	1月8日
住民意見の概要等受理	平成31年	3月14日
岩手県知事意見受理	令和元年	6月13日
経済産業大臣勧告発出	令和元年	7月3日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)釜石広域風力発電事業更新計画環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 事業計画の検討を進めるに当たっては、既設風力発電設備の撤去及び新たな風力発電設備の設置の工事工程等を整理したうえで、両工事による影響を最大限考慮すること。
2. 事業実施区域及びその周辺には、世界遺産登録された橋野高炉跡が存在するなど、事業の実施に伴い生ずる景観に係る影響が懸念されることから、地元の自治体に必要な協議等を行い、理解を得たうえで、専門家の意見を聴きながら、十分な調査を実施し、影響について予測及び評価を実施すること。

(岩手県知事からの意見書の写しを添付)